

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 新旧対照表

新	旧
<p>○高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 平成23年10月20日規則第63号 改正 令和5年6月9日規則第88号 改正 令和7年9月30日規則第87号 <u>改正 令和8年4月1日規則第35号</u></p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。 高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則</p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第2条（略）</p> <p><u>（登録簿の閲覧の方法）</u> 第3条 法第10条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する方法は、高知県のホームページにより行う方法とする。</p> <p><u>第4条から第7条まで 削除</u></p>	<p>○高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 平成23年10月20日規則第63号 改正 令和5年6月9日規則第88号 改正 令和7年9月30日規則第87号</p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。 高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則</p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第2条（略）</p> <p><u>（閲覧所の設置）</u> 第3条 法第10条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するため、高知県土木部住宅課内に高知県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p><u>（登録簿の閲覧時間）</u> 第4条 登録簿の閲覧時間は、県の執務時間内とする。</p> <p><u>（閲覧所の休日）</u> 第5条 閲覧所の休日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。</p> <p><u>（閲覧手続等）</u> 第6条 登録簿の閲覧をしようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧の目的その他必要な事項を記入し、閲覧所の係員の指示に従わなければならない。 2 登録簿の閲覧をする者は、登録簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損してはならない。</p>

新	旧
<p>第8条から第17条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)</p> <p>2 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成13年高知県規則第154号）は、廃止する。</p> <p>附 則（令和 5年 6月 9日規則第88号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（令和 7年 9月30日規則第87号） この規則は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 8年 4月 1日規則第35号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>様式第1号から様式第10号 (略)</p>	<p><u>(閲覧の停止等)</u></p> <p><u>第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、若しくは禁止し、又は退室を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) この規則の規定に違反した者</u></p> <p><u>(2) 登録簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損するおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>第8条から第17条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)</p> <p>2 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成13年高知県規則第154号）は、廃止する。</p> <p>附 則（令和 5年 6月 9日規則第88号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（令和 7年 9月30日規則第87号） この規則は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>様式第1号から様式第10号 (略)</p>